

亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に係る経緯について

- 亜塩素酸ナトリウムの使用基準について、対象食品を食肉類、鮮魚介類、果実類及び野菜類に拡大し、また、かずのこの加工品、生食用野菜類、卵類を含め、使用量を 1,200ppm にするもの等として、事業者（エコラボ合同会社）から使用基準改正の要請があった。
- 平成 25 年 4 月 3 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（以下「本部会」という。）で審議を行ったところ、当該使用基準の改正が了承された。
- その後、平成 25 年 6 月 12 日から 7 月 11 日まで実施したパブリックコメントで寄せられた意見を整理している段階で、本部会の報告書案で記載された亜塩素酸水の有効性データの引用が適切でないことが判明し、平成 25 年 11 月 27 日に本部会で対応を検討したところ、以下の対応を採ることとされた。
 - 亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に亜塩素酸水の有効性データを用いていることは適当でないことがわかり、本部会の報告書案から当該データを削除する。よって、残りのデータだけでは亜塩素酸ナトリウムの使用基準の改正は行わない。
 - 要請者に対し、ASC 等としての有効性データや使用基準案等の再検討を依頼する。
- 今般、要請者から使用基準を見直した上で再度手続きを進める旨の意向が示され、また、新たな使用基準案並びに有効性及び残留性のデータが提出された。